

国際日本文化研究センターにおける名義使用に関する取扱要項

(平成23年4月20日所長裁定)

(趣旨)

第1 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における主催、共催、後援又は協賛その他これに類する名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項における名義の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 主催 センターが事業の主体となり、その催しを開催する場合
- 二 共催 第三者が主体となる事業について、センターが共同して実施する場合
- 三 後援 第三者が主体となる事業について、センターがその趣旨に賛同し、応援する場合
- 四 協賛その他これに類する名義 第三者が主体となる事業について、特に要望がある場合

(要件)

第3 センターが名義を使用許可することができる事業は、次の要件を満たすものとする。

- 一 当該事業の内容がセンターとして実施すべきと認められるもの
- 二 当該事業の実施が関係分野の振興に寄与すると認められるもの
- 三 学術研究団体等からの申請である場合は、当該学術研究団体等から十分な協力が得られ、センターにおける責任者が定まっているもの
- 四 公益性が高く、特定の者の利益のみを目的としていないもの

(経済的支援)

第4 主催名義以外の名義による事業の実施に当たっては、所長が特に必要と認める場合を除き、センターは当該事業に係る経済的支援は行わない。

(申請)

第5 主催名義以外の使用許可を得ようとする者は、原則として開催予定日の1か月前までに、別紙様式1の名義使用許可申請書に必要な書類を添えて所長に申請するものとする。また申請後、事業計画等に変更がある場合は、直ちに所長に届けなければならない。

(許可)

第6 所長は、名義使用許可申請書を受理したときは、必要に応じ調整会議の意見を聞き、名義の使用可否を決定するものとし、許可する場合は別紙様式2の名義使用許可書により通知するものとする。

2 所長は、許可した事業について、センター会議に報告するものとする。

(報告)

第7 名義使用許可を受けた者は、事業終了後直ちに、別紙様式3の名義使用報告書を提出しなければならない。

(事務)

第8 名義の使用に関する事務は、管理部総務課において処理する。

附 記

- 1 この要項は、平成23年4月20日から実施する。
- 2 国際日本文化研究センター後援名義使用に関する規則(平成元年5月18日制定)は廃止する。

別紙様式1

年 月 日

名義使用許可申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

団体名
住 所
代表者氏名
電話番号

印

下記のとおり申請いたします。
なお、事業終了後は、直ちにその結果を報告いたします。

記

名義区分	共催 ・ 後援 ・ 協賛 ・ その他（ ）
団体名	
事業名称	
開催目的	
開催期間	
開催場所	
参加対象者・人数	
その他	

添付書類

1. 事業概要に関する書類（講師名、講演のテーマ等を具体的に記載）
2. 共催等団体の沿革、組織、活動に関する書類（定款等）
3. 既に開催実績がある事業等については、当該事業等の関係書類（前回開催要項等）

別紙様式2

年 月 日

名義使用許可書

殿

国際日本文化研究センター所長

印

年 月 日付けで申請のありました本センターの名義使用について、下記のとおり許可いたしますので、通知します。

記

名義区分	共催 ・ 後援 ・ 協賛 ・ その他（ ）
事業名称	
開催期間	
使用条件	1 使用する名義は、「国際日本文化研究センター」とすること。 2 名義の使用は標記の事業に限るものとする。 3 国際日本文化研究センターが経費を負担するものでないこと。 4 参加者等に生じた損害について、国際日本文化研究センターは賠償責任を負わないこと。 (※ 必要に応じて、条件を附すること。)
その他参考となる事項	

別紙様式3

年 月 日

名義使用報告書

国際日本文化研究センター所長 殿

団体名
住 所
代表者氏名
電話番号

印

年 月 日付けで名義の使用許可がありました事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

名義区分	共催 ・ 後援 ・ 協賛 ・ その他（ ）
他の共催等団体名	
事業名称	
開催期間	
開催場所	
参加対象者・人数	
その他参考となる事項	

※ その他参考資料（名義使用印刷物等）を添付すること。